

令和3年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第5号	令和2年度三豊市一般会計補正予算(第11号)	1
議案第6号	令和2年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	2
議案第7号	令和2年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	3
議案第8号	令和2年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	4
議案第9号	令和2年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	5
議案第10号	令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	6
議案第11号	令和2年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	7
議案第12号	令和2年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	8
議案第13号	令和2年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	9
議案第14号	令和2年度三豊市病院事業会計補正予算(第3号)	10
議案第15号	令和3年度三豊市一般会計予算	11
議案第16号	令和3年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	12
議案第17号	令和3年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	13
議案第18号	令和3年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	14
議案第19号	令和3年度三豊市介護保険事業特別会計予算	15
議案第20号	令和3年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	16
議案第21号	令和3年度三豊市集落排水事業特別会計予算	17
議案第22号	令和3年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	18

議案番号	件名	ページ 番号
議案第23号	令和3年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	19
議案第24号	令和3年度三豊市病院事業会計予算	20
議案第25号	三豊市まち・ひと・しごと創生応援基金条例の制定について	21
議案第26号	三豊市子ども・子育て支援センター機能等検討委員会設置条例の制定について	24
議案第27号	三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例の制定について	27
議案第28号	政治倫理の確立のための三豊市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について	31
議案第29号	三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	33
議案第30号	三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	35
議案第31号	三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	37
議案第32号	三豊市産地形成促進施設条例等の一部改正について	40
議案第33号	三豊市国民健康保険条例の一部改正について	42
議案第34号	三豊市介護保険条例の一部改正について	44
議案第35号	三豊市地域子育て支援センター条例の一部改正について	46
議案第36号	三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	48
議案第37号	三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について	50
議案第38号	三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部改正について	52
議案第39号	三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例の廃止について	54
議案第40号	三豊市三野町ふれあいセンター条例及び三豊市三野町文化センター条例の廃止について	56
議案第41号	工事請負契約の変更契約の締結について	58

議案第 5 号

令和 2 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 号

令和 2 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 号

令和 2 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 号

令和 2 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第9号

令和2年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第10号

令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 号

令和 2 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 12 号

令和 2 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 13 号

令和 2 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 14 号

令和 2 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 15 号

令和 3 年度三豊市一般会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 3 年度三豊市一般会計予算を別冊のと
おり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 16 号

令和 3 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 3 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 17 号

令和 3 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 3 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第18号

令和3年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和3年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 19 号

令和 3 年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 3 年度三豊市介護保険事業特別会計
予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第20号

令和3年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和3年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 1 号

令和 3 年度三豊市集落排水事業特別会計予算

地方自治法第 2 1 1 条の規定により、令和 3 年度三豊市集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 2 号

令和 3 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第 2 1 1 条の規定により、令和 3 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 23 号

令和 3 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 3 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 24 号

令和 3 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、令和 3 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 25 号

三豊市まち・ひと・しごと創生応援基金条例の制定について

三豊市まち・ひと・しごと創生応援基金条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市まち・ひと・しごと創生応援基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の円滑な実施に向け、法人からの寄附金を適正に管理し、当該事業の経費に充てるため、三豊市まち・ひと・しごと創生応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、令和3年1月1日からこの条例の施行の日の前日までに収受した寄附金であって、その用途について寄附者の意向が確認されたものについても、適用する。

議案第26号

三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会設置条例の制定について

三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会設置条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会設置条例

(設置)

第1条 三豊市こども・子育て支援センター（多機能施設）開設に向けて、こども・子育て支援センターの機能について検討を行うため、三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) こども・子育て支援センターの実施する事業に関すること。
- (2) こども・子育て支援センターの機能及び設備に関すること。
- (3) こども・子育て支援センターの施設整備及び運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、こども・子育て支援センターに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援事業従事者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表子どもの貧困対策検討委員会委員の項の次に次のように加える。

こども・子育て支援センター機能等検討委員会委員	日額 8,000
-------------------------	----------

議案第 27 号

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例の制定について

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例

(設置)

第1条 三豊市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育等の実現に資するため、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に答申する。

- (1) 学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童及び生徒の教育環境・施設並びに就学前教育・保育環境に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会連合会の代表
- (3) 公共的団体の代表
- (4) 市立保育所長の代表
- (5) 市立幼稚園長の代表
- (6) 市立小学校長の代表
- (7) 市立中学校長の代表
- (8) 市立保育所の保護者の代表
- (9) 市立幼稚園PTA役員の代表
- (10) 市立小学校PTA役員の代表
- (11) 市立中学校PTA役員の代表
- (12) 地区公民館長の代表
- (13) 公募による者
- (14) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により会議を非公開とすることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、諮問事項について、教育委員会に答申した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表学校給食検討委員会委員の項の次に次のように加える。

学校適正規模・適正配置検討委員会委員	日額 8,000
--------------------	----------

議案第28号

政治倫理の確立のための三豊市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

政治倫理の確立のための三豊市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

政治倫理の確立のための三豊市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための三豊市長の資産等の公開に関する条例（平成18年三豊市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「市民は」を「何人も」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第29号

三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年三豊市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当」を「三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）第2条、第16条の2及び第24条の2に規定する給与」に改める。

第5条中「（平成18年三豊市条例第61号）」を削る。

第7条中「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当」を「三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年三豊市条例第62号）第2条に規定する給与」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第30号

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年三豊市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表医療業務従事手当の部に次のように加える。

待機手当	永康病院に勤務する診療放射線技師、臨床検査技師で、救急患者の診療等の業務のため正規の勤務時間以外に自宅等において待機を命ぜられたもの	1回 1,000円
------	--	-----------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)」に改め、同条第1項を次のように改める。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

第15条第2項中「並びに第23条第2項及び第3項」を削り、同条に次の3項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者がフルタイム会計年度任用職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給

の一時差止めについては、常勤職員の例による。

第23条を次のように改める。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 第15条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第5項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

三豊市産地形成促進施設条例等の一部改正について

三豊市産地形成促進施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市産地形成促進施設条例等の一部を改正する条例

(三豊市産地形成促進施設条例の一部改正)

第1条 三豊市産地形成促進施設条例(平成18年三豊市条例第157号)の一部を次のように改正する。

別表第2 3 たからだの里「物産館」の表中「室名」を「区分」に改め、同表に次のように加える。

RVパーク	1区画1泊3,000
-------	------------

(三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例の一部改正)

第2条 三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例(平成18年三豊市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

駐車場・トイレ

」を「

駐車場・トイレ
RVパーク

」に改める。

別表第2に次のように加える。

RVパーク	1区画1泊	3,000	
-------	-------	-------	--

(三豊市父母ヶ浜海水浴場施設条例の一部改正)

第3条 三豊市父母ヶ浜海水浴場施設条例(平成18年三豊市条例第187号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

RVパーク	1区画	1泊	3,000
-------	-----	----	-------

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 33 号

三豊市国民健康保険条例の一部改正について

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成18年三豊市条例第133号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定めるまでの間に属する場合に適用することとする。

議案第34号

三豊市介護保険条例の一部改正について

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例（平成18年三豊市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 35 号

三豊市地域子育て支援センター条例の一部改正について

三豊市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例

三豊市地域子育て支援センター条例（平成27年三豊市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三豊市高瀬地域子育て支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 36 号

三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表鳥獣被害対策実施隊員の項中「2, 000」を「10, 000」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 37 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅設置及び管理条例（平成18年三豊市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号を次のように改める。

(5) 令第5条各号に掲げる事由

第5条第6号から第8号までを削る。

第7条中「改良管理要領第11第3項に規定する条件を具備するものでなければならぬ」を「改良住宅改善要綱第13第1項各号に規定する条件を具備する者とする」に改める。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、出生により親族となるものを除く。

第41条第3項中「年5パーセントの割合」を「第20条第2項に規定する納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率」に改める。

別表 1 公営住宅の部詫間地区の表中郷団地の項中「5」を「3」に改め、同表的場団地の項戸数の欄中「9」を「3」に改める。

別表 2 改良住宅の部仁尾地区の表仁尾浜団地の項中「10」を「4」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 38 号

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例（平成28年三豊市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「昭和26年政令第240号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第3条第2号中「三豊市高瀬町比地中1447番7」を「三豊市高瀬町比地中1447番地7」に改める。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 令第5条各号に掲げる事由

第5条中第4号から第6号までを削り、同条第7号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第19条第3項ただし書中「共益費又は駐車場の使用料」を「共益費、駐車場の使用料又は損害賠償金」に改める。

第27条第3項中「年5パーセントの割合」を「第17条第2項に規定する納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 39 号

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例の廃止について

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例を廃止する条例

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例（平成27年三豊市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。
別表事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会委員の項を削る。

議案第40号

三豊市三野町ふれあいセンター条例及び三豊市三野町文化センター条例の廃止について

三豊市三野町ふれあいセンター条例及び三豊市三野町文化センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 条

三豊市三野町ふれあいセンター条例及び三豊市三野町文化センター条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 三豊市三野町ふれあいセンター条例（平成18年三豊市条例第123号）
- (2) 三豊市三野町文化センター条例（平成18年三豊市条例第217号）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 令和 2 年度 三豊市小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 三豊市地内 |
| 3 | 変更請負金額 | 2 2 2, 0 5 7, 0 0 0 円 |
| 4 | 今回変更による減額 | 3 1, 6 5 8, 0 0 0 円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 香川県高松市西宝町 1 丁目 8 番 2 4 号
株式会社四電工 香川支店
常務執行役員支店長 中川 隆 |

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

三豊市長 山下 昭史